

## 第2弾 募集型企画旅行（バスツアー）支援事業助成金交付要綱

### （目的）

第1条 一般社団法人岐阜県観光連盟（以下、「連盟」という。）は、バスを利用した募集型企画旅行（以下「バスツアー」という。）を主催するバス事業者に対して、バスツアーの運行支援と新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ旅行の需要喚起を図ることを目的とする。

### （助成対象事業者）

第2条 助成金の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）は、公益社団法人岐阜県バス協会の会員とする。

### （助成対象事業）

第3条 対象事業者が主催するバスツアーに対して、バスの減員運行に係る経費の一部を予算の範囲内で助成を行う。ただし、次に掲げるもの全てを満たす事業であること。

- (1) 周遊先の行程は、岐阜県内で完結すること。
- (2) 日帰り旅行においては、観光関連施設等を1か所以上行程に組入れること。
- (3) 宿泊旅行においては、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者が行う同法第2条第2項及び第3項に規定する旅館業に係る施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除く。）に宿泊すること。
- (4) 貸切バス1台あたりの定員を半数程度に減員し、最少催行人員は8名以上とすること。但し当日のキャンセル等止むを得ない事情が生じた場合はこの限りではない。
- (5) 令和3年10月23日（出発）から令和3年12月31日（帰着）までの間に催行されるバスツアーであること。
- (6) バスの運行にあっては、貸切バス旅行連絡会が定める「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守すること。

### （助成対象外の事業）

第4条 前条の規定のうち、次の各号に掲げるものは交付の対象外とする。

- (1) 宿泊・観光施設等への送迎バス
- (2) 慶弔行事に伴う送迎バス
- (3) 宗教活動や政治活動の一環の旅行
- (4) 国、自治体職員の会議や研修に伴う送迎バス
- (5) その他、連盟会長（以下、「会長」という）が不相当と認めるもの

2 本事業と同一目的の補助金、助成金等との併給は不可とする。

(助成額)

第5条 助成金の交付額は、下記のとおりとする。

(1) バス運行助成

1台につき1日100,000円とする。ただし、1社あたり1,300,000円を上限とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成対象事業の実施日までに、助成金交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(助成金交付予定額の通知)

第7条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ、助成金交付の適否及び交付予定額について、申請者に助成金交付予定額通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

(旅行の変更等)

第8条 申請者は、旅行の内容を変更(台数追加含む)する場合、又は設定した全ての旅行を中止する場合は、速やかに変更・中止承認申請書(様式第3号)を提出すること。会長は、申請書の提出があったときは、助成金(変更・中止)承認通知書(様式第4号)により対象事業者に通知するものとする。

なお、バスツアーの出発日を複数設定している場合、一部の催行中止についてはこの限りではない。

(実績報告)

第9条 申請者は、事業が完了したときは、事業終了後1か月以内に、次の各号に定める書類を会長に提出しなければならない。

(1) バスツアー運行実績報告書(様式第5号)

(2) 日帰り旅行の場合は県内での観光関連施設等の押印がある施設利用証明書(様式第6号)

(3) 宿泊旅行の場合は、宿泊施設の押印がある施設利用証明書(様式第6号)

(4) バスツアーチラシ及び最終行程表

(助成金交付額の確定)

第10条 会長は、前条の規定により実績報告があった場合は、必要な審査を行い、適当であると認めたときは、助成金の交付額を確定し、助成金交付額の確定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

- 第 11 条 申請者は、前条の規定により助成金交付額の確定通知を受けた後、速やかに助成金請求書（様式第 8 号）を会長に提出するものとする。
- 2 会長は前項の規定により助成金の請求書を受理したときは、30 日以内に支払うものとする。
- 3 助成金の交付は、精算払いとする。

(助成金の関係書類等の保存)

- 第 12 条 申請者は、助成金にかかる関係書類、帳簿等を整理し、かつ、これらの書類等を対象事業が完了した日の属する会計年度終了後 5 年間保存すること。

(暴力団の排除)

- 第 13 条 第 6 条の規定による申請があった場合において、申請者が暴排措置要綱第 3 条各号に該当するときは、会長は申請者に対して助成金を交付しないものとする。
- 2 会長が第 7 条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が暴排措置要綱第 3 条各号に該当することが明らかとなったときは、助成金の交付を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、第 11 条の規定により既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

- 第 14 条 会長は、事業の執行の適正を期すために必要があるときは、対象事業者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(助成事業の中止)

- 第 15 条 バスツアーの催行日において、岐阜県内もしくはバスツアー出発地の県を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令された場合は、その期間中の事業については助成金の交付を実施しないものとする。またキャンセル料の補填は行わないものとする。

(その他)

- 第 16 条 この要綱に定めのないものは、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 14 日から適用する。